

## 弘前市生活再建支援のための家財等提供事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、弘前市と一般社団法人みらいねっと弘前（以下「家財等提供事業者」という。）との間で締結した、生活再建支援のための家財等提供に関する協定に基づき、生活再建が必要なひとり親を含むすべての子育て世帯等（以下「子育て世帯等」という。）に対し、緊急的に家具、家電及びその他生活用品（以下「家財等」という。）を無償で提供することにより、その生活再建を支援し自立促進を図ることを目的とする、弘前市生活再建支援のための家財等提供事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、要支援者とは、生活再建が必要であるにもかかわらず、自助による生活再建が困難で、かつ近親者等による支援や、他制度による救済を受けることができない子育て世帯等をいう。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、市内に居住し、または居住しようとする要支援者及び市長が認める者で、かつ緊急的に家財等を必要とする者とし、営利を目的としない者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が要支援者ではないと判断した者は、この事業の対象者としてすることができない。

(提供申請及び決定)

第4条 家財等の提供を希望する者は、弘前市生活再建支援のための家財等提供申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに申請内容を確認し、生活状況等を聞き取ったうえで、家財等提供事業者と協議し、家財等の提供の可否について、弘前市生活再建支援のための家財等提供可否決定通知書(様式第2号)により、申請者へ通知するものとする。

3 市長は、前項において提供可の決定を行ったときは、弘前市生活再建支援のための家財等提供決定通知書(様式第3号)により、家財等提供事業者へ報告するものとする。

4 特に緊急を要する場合にあっては、第1項、第2項及び第3項に係る書面手続きは、事後であっても差し支えないものとする。

(提供する家財等)

第5条 提供する家財等は、生活再建に必要な社会通念上適切な品目で、家財等提供事業者が調達しうる物品とし、すべて無料とする。

2 家財等の収集については、家財等提供事業者の責任と費用負担において行うものとする。

(提供方法)

第6条 提供方法は、申請者の個別の事情に応じ決定するものとし、金銭の授受は発生しないものとする。

2 家財等の運搬については、家財等提供事業者の責任と費用負担において実施する。

(適正な利用)

第7条 市は、家財等が生活再建支援に適正に利用されるよう、申請者に必要な助言を行うものとする。

(提供家財等への責務)

第8条 提供した家財等については、市及び家財等提供事業者は責任を負わないものとする。

2 不要となった家財等の処分については、申請者の責任において行うものとする。  
(受領及び実績報告)

第9条 申請者は、家財等を受領後、家財等受領報告書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 市は、家財等提供事業者に対し、必要に応じ報告書の提出を求めることができる。  
(提供の取消し)

第10条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により提供可の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができるものとし、提供した家財等を返還させることができる。

(秘密の保護)

第11条 家財等提供事業者は、本事業の処理上知り得た秘密を、本事業の継続中だけでなく、本事業終了後も一切他に漏らしてはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途協議するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。